

第 5 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第261号の2中「獣医師」の次に「及び登録する飼養衛生管理者」を加える。

別表第19法第108条の2第1項第15号に掲げる講習の項中「第108条の2第1項第15号」の次に「又は第16号」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 別表第19の改正規定 令和5年7月1日

（提案理由）

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。